

ふくしま地域産業6次化イノベーター派遣実施要領

1 目的

ふくしま地域産業6次化サポートセンター事業実施要綱に基づき、地域産業6次化に取り組む農林漁業者等の支援活動を行うふくしま地域産業6次化イノベーター（以下、「イノベーター」という。）の派遣の手続きについては、以下のとおりとする。

2 イノベーターの活動内容

(1) イノベーターは以下の活動を行う。

ア 地域産業6次化の実践に必要な専門的知識や技術に関する助言・指導

なお、イノベーターは、支援内容により以下のとおり区分する。

(ア) ビジネスプランナー

地域産業6次化の新たな事業計画の作成や販売戦略の構築を支援するとともに、地域産業6次化の取組みの課題に対する解決方法を提案する。

(イ) プロダクトデザイナー

商品のストーリー作りやパッケージ及びネーミングデザイン、POPの作成等、新商品開発や商品改良を支援する。

(ウ) セールスアドバイザー

販売戦略に基づく営業戦略の構築と営業テクニックの指導、展示会等での商談や流通バイヤーへの商品提案を支援する。

(エ) ネットアドバイザー

商品を販売するためのECサイトを始めとしたオンライン販売に関するアドバイスやサイトの構築等を支援する。

イ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや認定後のフォローアップ

ウ 地域産業6次化に関する普及啓発活動

(2) 一事業年度における一農林漁業者等に対する支援実施回数は3回までとし、1回当たりの活動時間は2時間以内とする。但し、相談内容が異なり、かつ派遣するイノベーターが変わる場合は、その限りではない。

3 事業実施の手続き

(1) イノベーターの派遣を希望する農林漁業者等（以下「相談者」という。）は、相談お申込みシート（様式1）を福島県地方振興局及び農林事務所に設置している「地域産業6次化相談カウンター」（以下「相談カウンター」という。）又は県が設置するふくしま地域産業6次化サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に派遣希望日の相談カウンター又はサポートセンター10営業日前までに

提出する。

また、相談者は相談お申込みシート（様式１）の提出に際し、地域の相談窓口
に電話する。相談カウンターは、相談お申込みシート（様式１）を受理した場
合、地域ごとのサポートセンター窓口に遅滞なく送付する。

- (2) 地域ごとの企画推進員がイノベーターの派遣を希望する相談者にヒアリングし
た後、サポートセンターにおいて、活動依頼書（様式２）により必要に応じて適
切なイノベーターの派遣を行う。

相談お申込みシート（様式１）は、イノベーターの派遣を確約するものでは
なく、サポートセンターが相談者の相談内容を総合的に勘案し、派遣の決定・
イノベーターの選定を行う。

また、すでに利害関係のあるイノベーターと相談者が予め派遣等の取り決め
を行った上で、サポートセンターのイノベーター派遣事業を活用することを避
ける等、適切に事業を運営するため、イノベーターによる派遣先の指定、及び
相談者によるイノベーターの指名は受け付けない。

- (3) イノベーターは、活動終了後７日以内に相談者への支援活動の結果を相談者カ
ルテ（様式３）により、サポートセンターへ報告する。
- (4) サポートセンターは、相談者に対する支援活動等の状況について、受付簿（様式
４）により整理する。
- (5) サポートセンターは、毎月１０日までに前項の受付簿の写し及び相談内容を県及
び相談カウンターに提出する。
- (6) 相談者に対する支援案件が完了した場合、速やかに６次化イノベーターに関す
る満足度調査（様式５）を行い、６次化イノベーターの評価シート（様式６）を
作成する。

また、サポートセンターはイノベーター派遣開始後３ヵ月ごとに、評価シー
ト（様式６）を基に行うイノベーター評価会の報告書を県に提出する。

4 派遣に要する経費

イノベーター派遣の謝金は８,950円／時間とし、旅費は福島県の規程に準じて支給
する。

なお、これらの経費は、県からサポートセンターに業務委託する委託料により執行
する。

また、これ以外の費用が発生する場合は、相談者の負担とする。

附則 この要領は、平成２６年５月１５日から施行する。

附則 この要領は、平成２７年４月１０日から施行する。

附則 この要領は、平成２８年５月２０日から施行する。

附則 この要領は、平成２９年５月 ９日から施行する。

附則 この要領は、平成30年5月 8日から施行する。

附則 この要領は、令和 元年5月29日から施行する。

附則 この要領は、令和 3年5月26日から施行する。

附則 この要領は、令和 4年4月11日から施行する。

附則 この要領は、令和 5年4月14日から施行する。

附則 この要領は、令和 7年4月25日から施行する。